

## 学術研究助成金への交付要項

第1条 本規定は、本会正会員が医用放射線技術学を研究のテーマにした学術研究活動の向上と普及を行うことを目的とした助成金事業である。

第2条 助成金対象者の選考基準について、本会正会員を継続して3年以上あること。

1. 申請者は、学術研究助成金申請書（様式第8号）または、国際研究集会発表における補助申請書（様式第5号）に必要事項を記入し、支部事務局に申請する。Web参加の場合は参加登録費が明記された書類と併せて申請する。
2. 申請者が、本助成事業を初めて利用する者を優先する。
3. 日本放射線技術学会本部や他の学会等から同一研究テーマに対し、助成金を受けていないこと。
4. 原則、申請時の年齢が満40歳未満であることが望ましい。
5. 選考は、採択された内容を基に総務委員会で決定し理事会に報告する。

第3条 助成金支給の期間と助成金対象人数、申込期限について

1. 3月～翌年2月までを会計年度とする。
2. 原則、開催期間が3月～8月までの期間（前期）1名、9月～2月までの期間（後期）1名の計2名を基本とするが、web参加に対する支給の場合はこの限りではない。
3. 申込期限は、前期は5月末まで、後期は11月末までとする。なお、事後申し込みを可能とする。

第4条 助成金支給額と支給方法について

1. 支給額は開催地にて参加の場合10万円/人、web参加の場合登録費の半額とする。
2. 支給方法は本人指定の銀行口座等に振り込む。

第5条 助成金受給者の報告義務について

助成金は、対象研究課題の1年間の研究活動等に充当するものとして交付する。また、研究成果を本部または支部の学会誌に報告するか、または国際研究集会発表等で報告し、発表後すみやかに発表原稿等を支部事務局に提出すること。発表原稿等は、中部支部ホームページ等に掲載する。

第6条 その他

国際研究集会発表等で行う助成金受給者は、採択されたことを確認できるメール等と発表内容（和文）を添付して支部事務局へ提出すること。

附則

1. この要項は平成29年3月4日より施行する。
2. この要項は、令和2年6月10日の支部理事会により改定し、同日より発効する。